

市・県民税の申告期限は3月16日(月)です

# 申告は正しくお早めに

## 市・県民税の申告

問合せ

税務課市民税担当 ☎(43) 1111 内線133

FAX (43) 1125

市・県民税の所得申告を左表の日程のとおり行います。申告する必要のある人は、期限内に申告をしていただくようお願いします。

### 申告が必要な人

- ▼平成21年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人
- ① 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
  - ② 給与所得以外にほかの所得(不動産所得や雑所得など)があった人
  - ③ 給与を2か所以上から受けている人
  - ④ 幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業している人

- ⑤ 平成20年中に所得がなかった人でも、非課税証明書や所得証明などの証明書を必要とする人

※平成20年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、この申告書を提出する必要はありません。

### 申告に必要な物

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 給与所得者・公的年金所得者は源泉徴収票
- ④ 事業または農業所得者は収支内訳書(記入済みのもの)など
- ⑤ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書

- ⑥ 生命保険(個人年金)、地震保険などの控除証明書
- ⑦ 医療費控除を受ける人は、平成20年中に支払った医療費の領収書および保険などによる補てん額のわかるもの(事前に1年間分の合計額を計算しておいてください)。

※医療費控除明細書(領収書を入れる袋)が必要な人は、市役所税務課窓口に備えていますので、ご利用ください。

- ⑧ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ⑨ 学生は学生証(郵送の場合はコピー添付)
- ⑩ そのほか控除に必要なもの

## 所得税の申告

問合せ 春日部税務署

☎048(733)2111

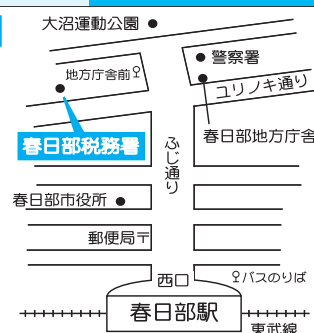
### 確定申告が必要な人

- ① 事業所得などがある人  
事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を買った人などで、計算の結果、所得税が課税される人。
- ② 給与所得などがある人  
大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要です。

- 前年(平成20年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2000万円を超える時
- 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える時
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える時

### 春日部税務署案内図

電話 048(733)2111  
交通 東武線春日部駅(西口)から徒歩20分/朝日バス(西口循環または春日部温泉行)バス停「地方庁舎前」から徒歩3分  
※駐車場が狭いため、車の利用はご遠慮ください。



平成20年分所得税の確定申告書は2月16日(月)～3月16日(月)に春日部税務署に提出(郵送可)してください。なお、確定申告書は、市内の各申告会場(左の日程表でも申告できます)。

- ただし、つぎの人は市内の会場では申告できません。
- 青色申告の人
  - 土地・家屋や株式などの譲渡所得について申告する人(圏央道の土地収用に係る譲渡所得も含む)
  - 損失申告の人
  - 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
  - 過年度分の申告がある人

(3)

## 申告日程表

受付時間(全日程とも) 午前の部：午前9時～11時  
午後の部：午後1時30分～3時30分

| と き    | と ころ          | 対 象 地 区                   |
|--------|---------------|---------------------------|
| 2/16 月 | ウェルス幸手2階研修室   | 西関宿、花島、中島、楨野地、神扇、平野、中野、長間 |
| 17 火   | "             | 上吉羽、神明内、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽  |
| 18 水   | "             | 戸島、戸島1・2丁目、天神島、天神島1丁目     |
| 19 木   | "             | 惣新田、細野                    |
| 20 金   | "             | 緑台1・2丁目                   |
| 23 月   | "             | 栄1・2・5・6                  |
| 24 火   | "             | 栄3・4・7                    |
| 25 水   | "             | 吉野、吉野1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目     |
| 26 木   | 市役所第二庁舎第1会議室  | 東1・2丁目                    |
| 27 金   | "             | 東3～5丁目                    |
| 3/1 日  | "             | 平日に申告ができない人               |
| 2 月    | "             | 中1～3丁目                    |
| 3 火    | "             | 中4丁目、北2・3丁目               |
| 4 水    | "             | 北1丁目                      |
| 5 木    | "             | 内国府間、外国府間、権現堂             |
| 6 金    | "             | 南1・2丁目                    |
| 9 月    | "             | 南3丁目・上高野・上高野1丁目           |
| 10 火   | "             | 中5丁目、大字幸手1～3, 300番台       |
| 11 水   | コミュニティセンター集会室 | 大字幸手3, 400番台～、西1・2丁目      |
| 12 木   | "             | 中川崎、下川崎                   |
| 13 金   | "             | 千塚、円藤内、松石、高須賀             |
| 16 月   | "             | 香日向1～4丁目                  |

## ご注意ください

- ◆指定日に都合のつかない人は、日程表の中で都合の良い日にお越しください。
- ◆受付日は土曜、日曜日を除きますが、3月1日(日)は申告を行います。なお、当日は混雑が予想されますので予めご了承ください。
- ◆申告期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。お手数でも申告会場までお越しください。
- ◆午前中にお越しになっても、混雑の状況により申告が午後になる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ◆各会場とも駐車場に限りがあります。なるべく車でのお越しはご遠慮ください。

## ▼納税相談をご利用ください

税理士会による無料納税相談(所得税のみ)がありますので、営業、農業、その他庶業で確定申告をする人は、ぜひ、ご利用ください。  
(※青色申告・譲渡所得を除く。)  
とき 2月17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金)  
午前9時～11時、午後1時30分～3時30分  
ところ ウェルス幸手2階研修室

※寄附金控除を受けるためには、領収書などを添付して確定申告をする必要があります。

▼そのほかの寄附金  
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金は、適用下限額が10万円から50,000円に引下げられました。

▼ふるさと納税の創設  
地方公共団体に対する寄附金のうち、50,000円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます。

## 寄附金税制の拡充

## 春日部税務署からのお知らせ

### ▼e-Tax説明会(所得税の確定申告を作成する人へ)を開催

所得税の確定申告書作成のためのe-Taxご利用手続きについての説明会を開催します。ご不明な点につきましては、春日部税務署e-Taxサポート隊(☎048-733-2111自動音声案内)までお気軽にお問い合わせください。

| 開催日      | 開催時間                                        | 会 場                                            |
|----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 2月10日(火) | ①午前10時～11時30分<br>②午後1時～2時30分<br>③午後3時～4時30分 | ウェルス幸手2階研修室<br>(幸手市保健福祉総合センター)<br>幸手市天神島1030-1 |

※1日に3回の説明を行いますので、ご都合の良い時間にご出席ください。  
※駐車場のスペースには限りがありますので、予めご了承ください。

- e-Taxなら・・・
- ①国税庁ホームページから電子申告
  - ②最高50,000円の税額控除
  - ③添付書類を提出省略
  - ④還付金がスピーディー



### ▼申告と納税は期限内に

所得税・贈与税 3月16日(月)まで  
個人事業者の消費税 3月31日(火)まで

確定申告期間中、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書は自分で書いて、できるだけお早めに郵便や信書便による送付で提出してください。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することにより、申告書を作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。

また、事前手続きが必要ですが「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により自宅から電子申告することもできます。

### ▼納税は、便利な口座振替を

所得税 振替日は 4月22日(水)  
個人事業者の消費税 振替日は 4月27日(月)

振替納税を利用される人は、金融機関や税務署の窓口に用意してある「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名、金融機関名および口座番号を記入し、金融機関お届け印を押して提出してください。